

令和7年度 都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業 募集要項

1 都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業について

都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）は、少子高齢化が加速し多様な人材の確保が一層厳しさを増す中で、東京の都市の強靱（じん）化を支える人材を安定的に確保するために行うことを目的に、大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援を実施するものです。

2 支援の主な流れ

時 期		内 容	行為主体
第1回	令和7年6月6日～ 令和7年8月15日	支援の申請	本人⇒一般財団法人東京都人材支援事業団 (以下「事業団」という。)
	令和7年10月頃	支援の決定	事業団⇒本人
第2回	令和7年10月15日～ 令和7年11月30日	支援の申請	本人⇒事業団
	令和8年2月頃	支援の決定	事業団⇒本人
採用2年目～11年目 (毎年度1回)		代理返還	事業団⇒日本学生支援機構その他事業団が認める機関（以下「奨学金貸与団体」という。)

※第1回で申請済みの方については、第2回での申請は不要です。

3 用語の定義

- (1) **大学等**とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学含む。）、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校並びに大学校（4年制大学に相当するものに限る。）のいずれかをいいます。
- (2) **申請者**とは、本事業の支援を希望し、本事業の交付申請を行った者をいいます。
- (3) **代理返還**とは、貸与奨学金を受けていた者に対し、企業又は地方公共団体が返還残額の一部又は全部を本人に代わり奨学金貸与団体に直接送金する制度をいいます。
- (4) **返還総額**とは、申請者が本事業の交付申請を行った時点における奨学金の返還残額をいいます。当該奨学金が有利子の場合は、申請時における年利率に基づき事業団が算出した返還期間満了までの利子を元金に加えた額とします。
- (5) **個別返還総額**とは、複数の奨学金の貸与を受けている場合において、申請者が本事業の交付申請を行った時点における個別の奨学金の返還残額をいいます。当該個別の奨学金が有利子の場合は、申請時における年利率に基づき事業団が算出した返還期間満了までの利子を元金に加えた額とします。
- (6) **返還支援額**とは、事業団が代理返還により奨学金貸与団体に対して返還する額のことをいいます。
- (7) **職種**とは、職務をその種類の類似性により分類したものをいいます。
- (8) **職種変更**とは、退職及び採用を伴わず、現在の職種から別の職種に変更することをいいます。
- (9) **支援対象者**とは、本事業の交付申請を行い、事業団が交付決定をした者をいいます。

4 申請対象者

(1) 下記のすべてに該当する方であれば、申請することができます。

ア 東京都（以下「都」という。）並びに都内区市町村及び都内の一部事務組合（以下「区市町村等」という。）において、以下（ア）・（イ）に定める職種に任期の定めのない常勤の一般職として令和7年度に採用された方

（ア）都においては、土木、建築、機械及び電気

（イ）区市町村等においては、（ア）に定める職種に相当する職種として事業団が認めるもの

イ 大学等において、奨学金の貸与を受けていた方

ウ 大学等において貸与を受けた奨学金の返還期間の終了日が、令和8年4月以降である方

エ 令和6年度以降に実施された採用試験又は採用選考に合格し、令和7年度に都又は区市町村等に採用された方

※令和7年4月の採用予定者が前倒して採用された方は、令和7年4月1日を採用日とみなします。

※令和5年度以前に実施された採用試験に合格し、令和7年度以降に都又は区市町村等に採用された方は除きます。

(2) (1) のすべてに該当する場合でも、下記のいずれかに該当する方は、本事業の対象者から除きます。

ア 令和7年度以降に都又は区市町村等を退職した方

イ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者である方

ウ 現に奨学金の返還を延滞している方

※交付申請時点で延滞が解消されている場合は、支援対象となります。

エ 現に奨学金返還に係る他の支援を受けている方

※詳細は「6 返還支援額」で記載しておりますが、支援対象額は上限があります。

複数の奨学金を借りている場合において、その複数の奨学金のうち、他の財政的な支援を現在受けている奨学金については支援対象外となりますが、他の財政的な支援を受けていない奨学金については支援対象となります。

（例）A・B・Cの3件の奨学金を借りており、A・Bについて他の財政的な支援を受けている場合は、Cのみが支援対象となります。

オ その他事業団が不適切と認める事項に該当する方

5 対象奨学金

返還支援の対象となる奨学金は、下記のいずれかに該当するものとなります。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」又は「第二種奨学金」
- (2) (1) のほか、代理返還制度を実施している公的機関等が実施する貸与型奨学金は個別に判断します。

6 返還支援額

返還支援額は、返還総額の2分の1の額とし、一人150万円（返還総額300万円）を上限とします。

ただし、支援対象者が修士課程を修了し、かつ、奨学金の貸与期間が合計して4年を超える場合の返還支援額は、一人225万円（返還総額450万円）を上限とします。

※100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて算出します。

※奨学金の利子については、交付申請時に提出する奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなし、返還総額を算出します。

7 交付申請

(1) 申請期間

【第1回】令和7年6月6日（金） ～ 令和7年8月15日（金）

【第2回】令和7年10月15日（水） ～ 令和7年11月30日（日）

※申請期間後の申請は受け付けられません。

※申請に必要な書類の入手には2週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

(2) 申請方法

下記リンク先のフォームにて必要事項を記入し、申請してください。

提出書類の様式は、下記フォームにてダウンロードできます。

交付申請用フォームリンク：<https://5679345c.form.kintoneapp.com/public/apply>

※上記申請に登録されたメールアドレス宛てに申請内容を自動送信します。

※申請内容の修正を行う場合は、再度申請する必要があります。

なお、申請が複数回あった場合は、原則として時点の新しい申請内容にて審査を行います。

(3) 提出書類

ア 奨学金の借入を証する書類

（借入を証する内容のほか、返還残額、年利率、割賦金、返還終期等についても記載のある書類）

イ 在職証明書（様式第1号）

ウ 返還支援額を225万円（返還総額450万円）の上限にて申請する場合は、修士課程を修了したことを証明できるもの（「修了証明書」や「学位授与証明書」等）及び奨学金の貸与期間が合計して4年を超えることを証する書類

エ その他事業団が必要と認める書類

※ア・ウに関して、日本学生支援機構の奨学金について交付申請される場合は次頁も参照ください。

※場合により、交付決定後も事業団から書類の提出を求める場合があります。



《日本学生支援機構の奨学金について交付申請する場合の注意事項》

1. 提出書類「奨学金の借入を証する書類」について

以下（１）・（２）の書類を提出してください。

日本学生支援機構のＨＰにログインすることで、各書類を発行することができます。

なお、申請から発行までに２週間程度かかる場合があるため、時間に余裕をもって申請してください。

（１）奨学金返還証明書（採用された日以降に発行されたもの）

奨学金返還額証明書ではないので、ご注意ください。

（２）奨学金貸与証明書（225 万円の上限にて申請される場合のみ提出）

貸与期間が合計して４年を超えているか本書類にて確認します。

奨学金貸与証明書の代替として、貸与奨学金返還確認票を提出することも可能です。

奨学金返還証明書		見 本	奨学金貸与証明書		見 本
奨 学 生 番 号 810-**-***** 氏 名 機構 太郎 学 校 名 機構大学 (令和**年**月**日現在)			奨 学 生 番 号 8XX-04-9999999 氏 名 機構 太郎 学 校 名 機構大学 (令和 XX 年 XX 月 XX 日現在)		
貸 与 総 額	※, ※※, ※※円	返 還 総 額	※, ※※, ※※円	貸 与 期 間	20XX年 4月 から 20XX年 3月 まで
割 賦 方 法	月賦	年 利 率	※, ※※※※※※%	貸 与 月 額	100,000円 : 20XX年 4月分 から 20XX年 3月分 まで
割 賦 金	※, ※※円	最 終 回 割 賦	※, ※※円	貸 与 総 額	4,800,000円
返 還 回 数	※, ※※回	残 回 数	※※回	備 考	
現 在 の 残 額	※, ※※, ※※円				
元 金	※, ※※, ※※円				
利 息	※, ※※円 (※※※※※※月分まで)				
返 還 残 期 間	※※※※※※月分 から ※※※※※※月分 まで				
備 考	利息には、未到来月分は含んでいない。				

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和**年 **月**日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長

青 英 一 (公印)

JA550

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

東京都中央区銀座6-18-2
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長

青 英 一 (印影付)

JA550

※所得連動方式を選択しており、採用以前に奨学金を返還したことがある場合等については、別途書類の提出を求める場合があります。

2. 複数の奨学金を借りている場合の取扱い（第一種奨学金と第二種奨学金を併用の場合等）

（１）個別返還総額が 300 万円以上の奨学金が複数ある場合

個別返還総額が 300 万円以上の奨学金のうち、任意の一つを選んで申請してください。

複数の奨学金について申請することはできません。

（２）全ての奨学金の個別返還総額がそれぞれ 300 万円未満の場合

以下ア・イの合計額を支援額とします。

ア 個別返還総額が最も多い奨学金の返還総額の 2 分の 1 の額

イ 「150 万円からアを差し引いた額」と、

「個別返還総額が次に多い奨学金の個別返還総額の 2 分の 1 の額」を比べ、少ない方の額

※ 3 件以上の奨学金があり、ア・イの総額が 150 万円に達しない場合は、150 万円に達するまで、

「ア・イの合計額」に「イの考え方を準用して算出した額」を加えた金額を支援額とします。

※225 万円が上限の方は「300 万円」を「450 万円」に

「150 万円」を「225 万円」に読み替えてください。

※100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

8 交付決定及び返還支援額の確定

- (1) 事業団は、交付申請の内容を審査し、交付が適当と認めるときは、交付決定及び返還支援額の確定を行い、原則として、交付申請期間の末日から半年以内に交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知します。また、交付が不適当と認めるときは、支援しない旨の決定を行い、申請者に通知します。
- (2) 事業団は、(1)の交付決定の通知に際し、必要な条件を付すことがあります。
- (3) 申請者は、交付決定された申請について取下げ等を行う場合は、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書類（様式第3号）を事業団に提出してください。

9 申請内容の変更等

- (1) 交付決定を通知した後、交付申請の内容に変更があった場合は、速やかに変更承認申請を行い、事業団の承認を受ける必要があります。
- (2) 事業団は、(1)の申請について、返還支援期間及び返還支援額に係る変更を承認した場合は、その旨を支援対象者に変更承認通知書（様式第4号）により通知します。

10 交付決定の取消し

事業団は、支援対象者が下記の事項のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。取り消す場合は、交付取消通知書（様式第5号）により通知します。

- (1) 支援金の支払日の属する年度の4月1日の在職が確認できなかった場合
- (2) 「4 支援対象者」(1)ア以外の職種に職種変更した場合
- (3) 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分として免職の処分を受けた場合
- (4) 奨学金の返還を免除された場合
- (5) 本事業の支援範囲において、現に奨学金返還に係る他の支援を受けている場合
- (6) 支援金を受けるために虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合
- (7) 奨学金を全て返還し、奨学金貸与団体へ代理返還できない場合

11 返還支援期間と支援金の交付方法

支援金は、令和8年度から、奨学金貸与団体に代理返還制度を利用して事業団が直接支払います。

奨学金貸与団体への支払は、原則、毎年度5月以降を予定しています。交付が完了した際には、事業団から支援対象者に、毎年度その旨を通知します。

※日本学生支援機構の定額返還方式を選択している場合、代理返還期間中は先掛返還（P8、例1・月別参照）での支払を予定

【交付回数】

(1) 交付回数は、毎年度 1 回とし、上限を 10 回とします。

※奨学金に係る都事業の支援を受けていた場合は、事業団が支援を終了する年度を個別に判断

(2) 「交付申請時点の返還残期間の終了日が 10 回目の返還支援交付日が属する年度よりも前の場合」は、返還残期間の終了日が属する前年度までを交付対象期間とします。

ただし、「返還最終回が令和 8 年度の場合」は、令和 8 年度までを交付対象期間とします。

なお、「返還残期間の終了日が 3 月の場合」は、返還残期間の終了日が属する年度までを交付対象期間とします。

(例①：返還最終回が令和 15 年 2 月までの場合は、令和 13 年度まで交付)

(例②：返還最終回が令和 15 年 3 月までの場合は、令和 14 年度まで交付)

【毎年度支援額】

(1) 毎年度の支援額は、返還支援額を交付回数で除した額とします。(休業及び休職期間も支援対象)

※ 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて算出

※奨学金に係る都事業の支援を受けていた場合は、事業団が返還支援額を個別に判断

～日本学学生支援機構の奨学金で、定額返還方式を選択している場合～

返還残期間が令和 18 年（西暦 2036 年）3 月以降の場合

・ 毎年度支援額 = 交付決定額 ÷ 10 ・ 交付回数 10 回

返還残期間が令和 18 年（西暦 2036 年）2 月以前の場合

交付決定額を残りの奨学金返還期間に応じた数で除した額を毎年度の支援額とします。

返還残期間の終了日	毎年度支援額	交付回数
令和 17 年 3 月～令和 18 年 2 月	交付決定額 ÷ 9	9
令和 16 年 3 月～令和 17 年 2 月	交付決定額 ÷ 8	8
令和 15 年 3 月～令和 16 年 2 月	交付決定額 ÷ 7	7
令和 14 年 3 月～令和 15 年 2 月	交付決定額 ÷ 6	6
令和 13 年 3 月～令和 14 年 2 月	交付決定額 ÷ 5	5
令和 12 年 3 月～令和 13 年 2 月	交付決定額 ÷ 4	4
令和 11 年 3 月～令和 12 年 2 月	交付決定額 ÷ 3	3
令和 10 年 3 月～令和 11 年 2 月	交付決定額 ÷ 2	2
令和 8 年 4 月～令和 10 年 2 月	交付決定額 ÷ 1	1

【注意事項】

- (1) 奨学金貸与団体の代理返還制度に基づき交付するため、奨学金貸与団体の制度や本人が選択した返還方法により、毎年度の支援額及び交付方法が、本要項とは異なる場合があります。
- (2) 支援対象者が日本学生支援機構の所得連動返還方式を選択し、上記の毎年度支援額及び交付方法等が適用できない場合、返還総額を踏まえ、事業目的に沿って交付対象期間を一定期間確保できるよう、毎年度支援額を決定します。
- (3) 奨学金貸与団体によっては、「返還期限猶予中」や「減額返還中」等の場合は、代理返還制度を利用することができない場合があります。本事業の趣旨を踏まえ、事業団が支払を行うまでに、支援対象者が手続を行い、上記の状態を解消しておいてください。
- (4) 奨学金の返還状況について、「奨学金の借入を証する書類」の提出にて毎年度4月末頃までに確認します。
(返還最終回が令和8年度及び令和9年度上半期の場合は、別途期日を設定する場合があります。)
奨学金の返還を延滞している場合は、当該年度の支援金の交付は行いません。
- (5) 交付が行われる年度の4月1日時点の在職や前年度の勤務実績の確認を、事業団から都及び区市町村等の担当者に毎年度4月末頃までに実施します。
※他団体に派遣中（自治法派遣（地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣）、研修派遣（地方公務員法第39条第1項の規定に基づく研修の一環として行われる派遣）等）の方についても都及び区市町村等の担当者に確認します。
- (6) 4月1日より前に退職した場合又は在職が確認できないなど、「10 交付決定の取消し」に該当し、全部を取り消す場合は、当該年度以降の交付を行いません。また、一部を取り消す場合は、取り消した支援範囲について、当該年度以降の交付を行いません。
なお、退職後1日以上期間を空けず、引き続いて、都又は区市町村等に採用され、「4 申請対象者」(1)に該当する方は、引き続き支援対象として、交付を行います。
- (7) 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分として停職の処分を受けていたことが判明した場合、停職期間が生じた月数分の金額を毎年度支援額から控除して交付します（月の途中で一日でも停職期間が生じた場合は一月と数えます。）。

《支援金額算定例》※日本学生支援機構による定額返還方式に基づく

○奨学金貸与団体や本人の返還方法により、算定方法が変わる場合があります。

○日本学生支援機構の代理返還制度における返還方法は、以下の2種類があります。

①繰上返還：返還期日が到来していない割賦金を繰り上げて返還

②先掛返還：返還期日が到来していない割賦金を前もって入金

○日本学生支援機構の定額返還方式を選択している場合、代理返還は先掛返還での支払を予定

○返還支援期間中においても、原則、支援対象者本人の支払いが毎年度発生（例1・月別参照）

○例1・例2の支援金額算定例は、支援上限額が1,500,000円の場合です。

（例1）＊貸与総額3,240,000円

＊交付申請時の返還総額3,240,000円で、返還残期間が15年（R7.10～R22.9）の場合

＊返還残額3,240,000円、毎年度の返還額216,000円、毎月の返還額18,000円の場合

返還支援額：1,500,000円（3,240,000円 ÷ 2 = 1,620,000円）※上限150万円

毎年度支援額：150,000円（1,500,000円 ÷ 10 = 150,000円）

交付回数：10回（毎年度、事業団から日本学生支援機構に1回支払）

＜各年度における返還＞

交付 決定額	採用 1年目 ・R7年度	採用 2年目 ・R8年度	採用 3年目 ・R9年度	採用 4年目 ・R10年度	採用 5年目 ・R11年度	採用 6年目 ・R12年度	採用 7年目 ・R13年度	採用 8年目 ・R14年度	採用 9年目 ・R15年度	採用 10年目 ・R16年度	採用 11年目 ・R17年度
1,500,000	-	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

＜各年度における月別の内訳＞

		採用 2 ～ 11年目												
		7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
毎月の返還額		18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	216,000
事業団支援 ※下段は累計	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	6,000	0	0	0	150,000
	(18,000)	(36,000)	(54,000)	(72,000)	(90,000)	(108,000)	(126,000)	(144,000)	(150,000)	(150,000)	(150,000)	(150,000)	(150,000)	
	本人支払	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	18,000	18,000	18,000	66,000
事業団支援 ※下段は累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(12,000)	(30,000)	(48,000)	(66,000)	(66,000)

（例2）＊貸与総額3,240,000円

＊交付申請時の返還総額1,450,692円で、返還残期間が令和15年10月までの場合

返還支援額：725,300円（1,450,692円 ÷ 2 = 725,346円）※100円未満の端数切捨て

毎年度支援額：103,614円（725,300円 ÷ 7 = 103,614円）※1円未満の端数切捨て

＜各年度における返還＞

交付 決定額	採用 1年目 ・R7年度	採用 2年目 ・R8年度	採用 3年目 ・R9年度	採用 4年目 ・R10年度	採用 5年目 ・R11年度	採用 6年目 ・R12年度	採用 7年目 ・R13年度	採用 8年目 ・R14年度	採用 9年目 ・R15年度	採用 10年目 ・R16年度	採用 11年目 ・R17年度
725,300	-	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	-	-	-

※本人が繰上返還を行い、交付申請時から採用6年目の10月に完済した場合、採用7年目以降の交付は取り消します。

12 その他

- (1) 事業団が保有する情報について、本事業実施の目的に限り、必要な範囲内で関係機関に提供する場合があります。
- (2) 事業団は、「10 交付決定の取消し」により支援金の交付決定を取り消した場合において、その旨を本人に通知するものとし、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、支給対象者にその返還を命じるものとします。
- また、支援した結果として奨学金貸与団体への過払いが生じた場合、原則、過払いが生じた分は支援対象者から事業団へ速やかに返還するものとします。
- なお、納付した金額が返還を命じた金額に達しない場合は、返還を命じた金額に達するまで、次回以降の支援額は、その差額を差し引いた金額とします。
- (3) 事業団は、本事業の円滑な遂行を図るため、申請者に対し、必要な調査又は報告を求め、是正を要する事項があると認める場合は、必要な措置をとるよう求める場合があります。正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

13 疑義の決定等

本募集要項の各事項の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの募集要項に定めのない事項については、事業団が定めるものとします。

14 問合せ先

一般財団法人東京都人材支援事業団 管理部経営企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

メールアドレス：kikaku@tokyo-jinzai.or.jp

連絡フォームリンク <https://5679345c.form.kintoneapp.com/public/contact>



在 職 証 明 書
(都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業)

令和 年 月 日

(任 命 権 者)

(公 印)

下記のとおり証明します。

記

氏 名 _____

生年月日 年 月 日生

職員番号

令和7年 月 日時点の在職状況

任期の定めのない常勤職員	はい ・ いいえ
採用年月日	年 月 日
試験年度	令和 年度
試験区分	
配属先	
職種	

※この在職証明書は、都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業において、交付要件確認のため、交付申請及び支援金交付を行う年度の4月1日時点の在職状況を証明するものです。

ただし、採用年月日が4月2日以降の場合は、当該採用時点の在職状況を記載ください。

なお、令和7年4月の採用予定者が前倒して採用された方は、令和7年4月1日を採用日とみなします。

<記入上の注意>

- 試験区分欄は、採用試験時の名称を記入してください。
- 配属先欄は、4月1日時点の勤務先を記入してください。
- 3 証明は、任命権者（知事・区市町村長等）が行ってください。

連絡担当者 所属部署
氏 名
連 絡 先

【問合せ先】 (一財) 東京都人材支援事業団管理部経営企画課 kikaku@tokyo-jinzai.or.jp

(日本産業規格A列4番)

第 号
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

一般財団法人東京都人材支援事業団
理事長 武市 敬

都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった支援金について、令和7年度都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業 募集要項（以下「募集要項」という。）8（1）により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付申請の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに募集要項9（1）により、変更承認申請を行ってください。

本交付決定通知を受けた者は、募集要項11【注意事項】（4）により、翌年度以降、毎年度奨学金の返還状況について、確認させていただきます。また、募集要項11【注意事項】（5）により、交付が行われる年度の4月1日時点の在職や前年度の勤務実績の確認を、都及び区市町村等の担当者に毎年度4月末頃までに実施します。

記

1 支援金交付決定額 金 _____ 円
内訳 円（ ○○奨学金 ）
円（ ○○奨学金 ）
円（ ○○奨学金 ）

2 交付対象期間
○○年度～○○年度 （ ○○奨学金 ）
○○年度～○○年度 （ ○○奨学金 ）
○○年度～○○年度 （ ○○奨学金 ）

3 毎年度交付額 金 _____ 円
内訳 円（ ○○奨学金 ）
円（ ○○奨学金 ）
円（ ○○奨学金 ）

- 4 交付条件
- (1) この支援金の交付の決定を受けた支援対象者は、その申請について取下げ等を行う場合は、当該通知を受領した日から14日以内に申請の取下げ等を行うことができる。
 - (2) 支援金は、募集要項11【注意事項】（5）による4月1日時点の在職状況を確認の上、奨学金貸与団体に対して、代理返還として支払う。
 - (3) 募集要項10及び12（3）に定めるいずれかの要件に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (4) 自身で奨学金の繰上返還を行った場合、代理返還による支援額が減額となる場合がある。
 - (5) その他、募集要項に定めるところによる。
 - (6) なお、本通知の毎年度の交付については、その支出根拠である当該年度の予算が前年度末までに理事会で議決された場合において有効とする。

職員番号 _____
 所属 _____
 氏名 _____

第 号
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

一般財団法人東京都人材支援事業団
理事長 武市 敬

都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業支援金変更承認通知書

令和 年 月 日付で変更承認申請のあったことについて、令和7年度都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業 募集要項（以下「募集要項」という。）8（1）により、令和 年 月 日付 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、交付申請の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに募集要項9（1）により、変更承認申請を行ってください。

本交付決定通知を受けた者は、募集要項11【注意事項】（4）により、翌年度以降、毎年度奨学金の返還状況について、確認させていただきます。また、募集要項11【注意事項】（5）により、交付が行われる年度の4月1日時点の在職や前年度の勤務実績の確認を、都及び区市町村等の担当者に毎年度4月末頃までに実施します。

記

- 1 支援金交付決定額 金 円
内訳 円 (〇〇奨学金)
円 (〇〇奨学金)
円 (〇〇奨学金)
- 2 交付対象期間
〇〇年度～〇〇年度 (〇〇奨学金)
〇〇年度～〇〇年度 (〇〇奨学金)
〇〇年度～〇〇年度 (〇〇奨学金)
- 3 毎年度交付額 金 円
内訳 円 (〇〇奨学金)
円 (〇〇奨学金)
円 (〇〇奨学金)
- 4 変更事由

- 5 交付条件
- (1) この支援金の交付の決定を受けた支援対象者は、交付決定された申請について取下げ等を行う場合は、当該通知を受領した日から14日以内に申請の取下げ等を行うことができる。
- (2) 支援金は、募集要項11【注意事項】（5）による4月1日時点の在職状況を確認の上、奨学金貸与団体に対して、代理返還として支払う。
- (3) 募集要項10及び12（3）に定めるいずれかの要件に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (4) 自身で奨学金の繰上返還を行った場合、代理返還による支援額が減額となる場合がある。
- (5) その他、募集要項に定めるところによる。
- (6) なお、本通知の毎年度の交付については、その支出根拠である当該年度の予算が前年度末までに理事会で議決された場合において有効とする。

第 号
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

一般財団法人東京都人材支援事業団
理事長 武市 敬

都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業支援金交付決定取消通知書

令和7年度都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業募集要項10及び12（3）に定める取消事由に該当したため、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消対象の支援金交付決定額
- 金
内訳

円

円（

円（

円（

〇〇奨学金

〇〇奨学金

〇〇奨学金

）

）

）
- 2 取消対象の支援対象期間

〇〇年度～〇〇年度

〇〇年度～〇〇年度

〇〇年度～〇〇年度

（

（

（

〇〇奨学金

〇〇奨学金

〇〇奨学金

）

）

）
- 3 取消事由